



鳥取県公報

平成18年 1月27日(金)
号外第10号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管** 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する
理規程 規程（1）（総務課）…………… 1

病院局管理規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 1月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長（病院局長に限る。）、課長、参事、課長補佐、 主幹、係長、副主幹、企業出納員、現金取扱員 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 院長、理事監、副院長、局長（前2号に掲げるもの を除く。）、部長、医長、副医長、副看護局長、看 護師長、副部長、室長、副室長、理学療法士長、機 械技師、電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、薬 剤師、理学療法士、臨床工学技士、看護師、准看護	別表（第3条関係） 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長（病院局長に限る。）、課長、参事、 <u>主査</u> 、課 長補佐、主幹、係長、副主幹、 <u>主任</u> 、企業出納員、 現金取扱員、 <u>現業主幹</u> 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 院長、理事監、副院長、局長（前2号に掲げるもの を除く。）、部長、医長、副医長、 <u>技幹</u> 、副看護局長、 看護師長、副部長、室長、副室長、理学療法士長、 機械技師、電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、 薬剤師、理学療法士、 <u>理療師</u> 、臨床工学技士、看

師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、
自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理
師、調理員、医療助手

護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診
療放射線技師、自動車整備士、運転士、交換手、ボ
イラ技士、調理師、調理員、医療助手

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）
附則第3項、第4項、第8項、第9項又は第16項の規定の適用を受ける職員については、主査にあっては平成
19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、改正後の鳥取県病院局に勤務する職
員の職の設置等に関する規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。